

海外からの送金をお受取りになるお客さまへ

Instructions for transferring funds to an account with Shizuoka Yaizu Shinkin Bank

平素より、しずおか焼津信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

海外からの送金をお受取りになる場合は、送金依頼人さまへ日本向け送金内容が下記の通りとなるようご指定願います。

Please provide the following information to the debtor agent when transferring funds to an account with Shinkin Bank.

当金庫は、信用金庫の取りまとめ機関『SHINKIN CENTRAL BANK（信金中央金庫）』経由で送金を受領いたします。受取人取引銀行情報に信金中央金庫の情報を入力して下さい。

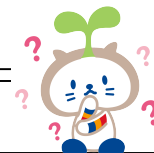
Input the information of the Shinkin Central Bank in the "Creditor Agent Information".

受取人取引銀行 (Creditor Agent)	Swiftコード (BIC)	ZENBJPJT		
	名称 (Name)	SHINKIN CENTRAL BANK (HEAD OFFICE)		
	住所 (Address)	番地・通り名等 (Street Name, etc.)	3-8-1 KYOBASHI	
		都市名 (Town Name)	CHUO-KU	
都道府県名 (Country Sub Division)		TOKYO		
	国 (Country)	JAPAN		

受取人 (Creditor)	氏名・名称 (Name)	_____ (お口座の氏名・名称をアルファベット記入 Account Name in English)		
	口座番号 (Account No.)	1 5 0 1 - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (金融機関コード Bank Code) - (店番 Branch No.) - (口座番号 Account No.)		
	住所 (Address)	番地・通り名等 (Street Name, etc.)	_____ (ex. 1-1 AIOI-CHO AIOI-KU)	
		都市名 (Town Name)	_____ (ex. SHIZUOKA-CITY)	
都道府県名 (Country Sub Division)		_____ (ex. SHIZUOKA-PREF)		
	国 (Country)	JAPAN		

注意 CAUTION

- 受取人の口座番号先頭に**しずおか焼津信用金庫の金融機関コード（1501）**を入力して下さい。
Please be sure to add the **1501 (Bank Code)** to the beginning of the creditor account number.
- 口座番号の先頭に**1501**がない場合、受取人に入金できない場合があります。
1501が入力できない場合は、受取人へのメッセージにしずおか焼津信用金庫を入力して下さい。
If the creditor account number does not start with **1501**, the payment may not be credited to the creditor.
If you are unable to input the 1501, please input 'Shizuoka yaizu Shinkin Bank' in the "Remittance Information".
- IBAN、Routing Number、Sort Code等は、日本では採用されていません。
Bank codes such as IBAN, Routing Number, Sort Code are not used in Japan.



海外からの送金お受取りの際のご注意事項

(1) 送金ご到着時、取引店担当からお客さまへ資金内容確認のために連絡させていただきます。また、ご入金等に以下の書類をご提示いただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

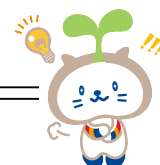
- ・マイナンバー（個人番号・法人番号）および本人確認書類
- ・「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策」のため、お取引の目的や送金人を確認できる資料（※）など

※詳細は別紙「外国送金（仕向・被仕向）内容確認に関するお願い」をご確認ください。

(2) 口座入金手続き時に当金庫所定の手数料が発生します。

- ① 被仕向送金手数料・・・・・・・・・・・・・・・・（1件）1,500円
- ② 外貨から円貨への転換をとまなう場合・・・・・・・・（1件）2,500円
（ただし、円貨換算額が750千円以上の場合は頂けません。）
- ③ 外貨普通預金に入金および円建送金の場合・・・・・・・・（1件）送金金額の0.05%
※③は手数料区分が受取人負担時のみ（最低 2,500円）

(3) その他、海外等経由銀行で発生した手数料を差し引かれ到着する場合がございます。



外国被仕向送金に係る Q&A

Q.1. 海外のお客さまへ受取口座の連絡をするのに、口座科目はどのように説明しますか。

A.1. 海外では、当座預金や普通預金などの科目区別はありません。したがって、口座科目は通知せず、口座番号を連絡すれば送金手続きが行えます。

Q.2. しずおか焼津信用金庫の SWIFT コードを教えてください。

A.2. 当金庫は SWIFT コードを持っていません。そのため、信金中央金庫を経由して送金を受領しています。SWIFT コードは信金中央金庫のコード【ZENBJPJ】を連絡してください。信金中央金庫は口座番号にある金庫番号で、しずおか信用金庫宛の海外送金であることを認識しています。

Q.3. 海外の依頼人が 2,000 千円で送金したと思いますが、4,000 円差し引かれて到着しているのはどうしてですか。

A.3. 外国送金は日本国内の集中為替決済と違い、銀行間での個別決済となります。日本に到着するまでいくつかの金融機関を経由する場合があります。この時、海外の金融機関は、送金に係る手数料を送金金額から差し引いて次の金融機関へ送金します。したがって日本に到着したときに送金金額が少なくなっているのです。

手数料が差し引かれるのは、原則、依頼人が銀行間手数料を「受取人負担」とした場合です。依頼人が銀行間手数料を「依頼人負担」とすれば、原則として送金した額のまま到着しますので、あらかじめ依頼人とご相談ください。

Q.4. 外国送金が到着したとき、お客さまへ資金内容の確認をするのはなぜですか。

A.4. 金融機関は外為法上の支払規制に対する確認義務を負っています。資金内容が貿易の場合、どのような商品を輸出しての代金回収かを確認する必要があります。お客さまに確認を行う場合は詳しい内容（例えば機械部品の輸出であるならば車輛の機械部品）までお尋ねさせていただきますので、ご了承ください。

また、税法上の外国送金等調書報告義務を負っています。特に貿易外取引における内容は詳細報告となります。もちろん、国内の収税法等も関係してくるので、お客さまへの資金内容確認はとても重要な事項となります。

その他、ご不明な点がございましたら、下記担当までお問い合わせください。



しずおか焼津信用金庫

市場金融部 外国為替担当

TEL : 054-247-1432

FAX : 054-247-3909

E-MAIL : sijyo4@shizuokayaizu-shinkin.co.jp

令和7年11月1日現在